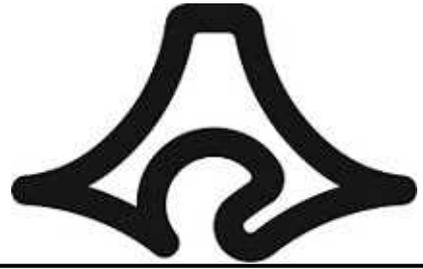


提供日 2025/02/21  
タイトル 旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部改正に係る県民意見提出手続の実施  
担当 健康福祉部 生活衛生局衛生課  
連絡先 生活衛生班  
TEL 054-221-2448



## 旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部改正に係る県民意見提出手続を実施します。

### 1 趣旨

本県では、厚生労働省が策定する「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に基づき、旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則において、浴槽水の水質基準を定めています。

今般、当該指針が改正され、浴槽水の水質基準の検査項目の一つである「大腸菌群」が「大腸菌」に変更となる旨が示されました(令和7年4月1日施行)。

ついては、当該指針の改正に伴い本県規則についても同様の改正を行うこととします。

### 2 意見の募集期間 令和7年2月21日(金)～令和7年3月7日(金)

### 3 旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部改正(案)の閲覧方法 静岡県ホームページ 県民意見提出手続の一覧 アドレス [http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc\\_bosyuu](http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosyuu)

### 4 意見の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送または持参により、意見書(様式自由)を提出  
意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。

#### (提出先)

- ・電子メール:[eisei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:eisei@pref.shizuoka.lg.jp)
- ・ファクシミリ:054-221-2342
- ・郵送又は持参  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課(県庁西館5階)あて

### 5 問合せ先

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課  
電話番号:054-221-2448  
電子メール:[eisei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:eisei@pref.shizuoka.lg.jp)

### 6 留意事項

いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で県のホームページにおいて、お示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。